

労働者が治療を続けながら安心して働くことのできる 職場環境づくりをお手伝いします！

提供するサービスはすべて**無料**です。

1 相談対応

電話・面談等により、治療と仕事の両立支援に関する事業者・患者（労働者）等からの相談に応じます。
面談は予約制です。相談内容については秘匿いたします。
お気軽にご連絡ください。 ☎022-267-4229

2 個別訪問支援

事業者等からの依頼に応じ、両立支援に精通したスタッフ（社会保険労務士、産業カウンセラー、保健師等）が事業場を訪問し、「治療と仕事の両立への理解を促す教育」、「治療と仕事の両立支援について事業場の状況にあった具体的な支援」を行います。

支援等の内容

治療と仕事の両立への理解を促す教育の実施	両立支援に取り組む事業場の管理監督者や労働者等に対し、両立支援に関する意識啓発を行うため教育を実施します。 また、衛生委員会での啓発教育も実施します。
休暇制度、勤務制度など就労体制の整備	治療と職業生活の両立支援においては、短時間の治療が定期的に繰り返される場合、就業時間に一定の制限が必要な場合、通勤による負担軽減のために出勤時間をずらす必要がある場合などがあります。治療のための配慮を行えるよう休暇制度、勤務制度の導入について助言・支援等を行います。
支援を求める申出があった場合の対応手順、関係者の役割の整理	労働者から支援を求める申出があった場合に円滑な対応ができるよう、労働者本人、人事労務担当者、上司・同僚等、産業医や保健師、看護師等の産業保健スタッフ等の関係者の役割と対応手順の整理について助言・支援等を行います。
その他	事業者による基本方針等の表明と労働者への周知の進め方 研修等による両立支援に関する意識啓発の進め方 相談窓口等の明確化の進め方などへの助言・支援も行います。

3 個別調整支援

両立支援に精通したスタッフが事業場に訪問し、労働者が治療を受けながら仕事を続けるための、事業者と患者（労働者）の調整支援を行います。

また、両立支援プラン（職場復帰支援プラン）作成の助言を行います。
※支援の実施に当たっては、患者（労働者）本人の同意書の提出が必要です。

4 セミナー・研修の実施

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的とする事業者向けセミナー、産業保健スタッフ向けの専門的研修を実施します。

また、事業者等の参集する「研修会」「安全衛生大会」等に無料で講師を派遣します。



